



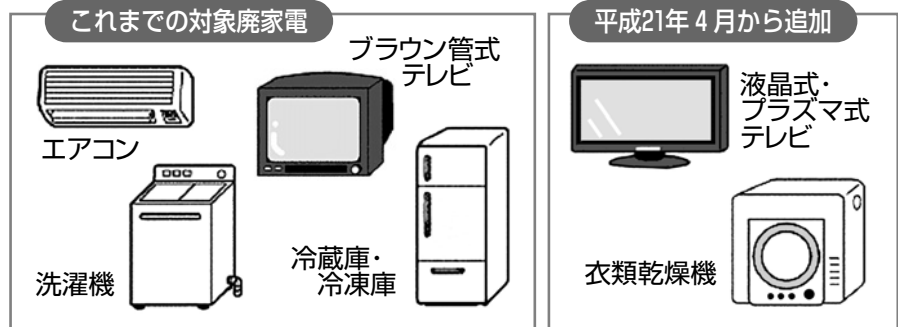
4月1日から

ごみの分別方法が一部変わります

●家電リサイクル

4月1日から新たに、「液晶式・プラズマ式テレビ」「衣類乾燥機」が家電リサイクルの対象品目に追加されます。

右記の家電製品は、粗大ごみとして出すことはできません。次のうちから処理方法を選んでください。なお、引き取りにはリサイクル料金、収集運搬料金が必要です。



処理方法

- 購入したお店か、買い替えをするお店に引き取りを依頼する。
- 郵便局でリサイクル券を購入し、町の一般廃棄物収集運搬許可業者に引き取りを依頼する。

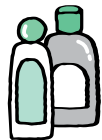
松前公益商会有 ☎984-9845
みずほ工業(株) ☎984-9145

- 郵便局でリサイクル券を購入し、自分で指定引取場所まで運搬する。

収集運搬料金は不要です。家電メーカーにより引取場所が異なりますので、事前に家電リサイクルセンター (☎0120-319-640) にお問い合わせください。

金城産業(株) 松山市北吉田町349番地の1 ☎972-3303
四国西濃運輸(株)松山支店 東温市上村甲980番地 ☎990-1313

●化粧品のびん



➡ 「びん類」へ

「埋立ごみ」に分別していましたが、第2土曜日の「びん類」の日に出してください。

●シュレッダー紙



➡ 「紙類」へ

「可燃ごみ」に分別していましたが、第1・3火曜日の「紙類」の日、封筒か紙袋に入れて出してください。

●ごみ減量一ロメモ

使い捨て商品は大変便利ですが、ごみになりやすいことも思い出してください。

ごみ減量対策委員会



◀ 松前中学校2年 本多優奈さん



◀ 北伊予中学校1年 竹田茉莉さん

12月号から順次ご紹介しているごみ減量に関するポスター作品。今回ご紹介するのは、松前町の審査会で優秀賞に選ばれ、環境省主催のコンクールに応募した8作品のうち2作品です。

ごみ減量ポスター 優秀作品の紹介